



はしま会議所タイムズ

The Hashima Chamber of Commerce & Industry

羽島商工会議所

〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL<058>392-9664 FAX<058>392-6708
E-mail info@hashima-cci.or.jp URL http://www.hashima-cci.or.jp

新春賀詞交歓会開催

平成31年羽島商工会議所新春賀詞交歓



1月11日(金)、不二羽島文化センターにおいて、新春賀詞交歓会を開催しました。
この日は、武藤衆議院議員、大野参議院議員をはじめ、松井市長、山田県議会議員や市議会議員の皆様方等にご臨席頂き、総勢98名となりました。会場内はとても和やかな雰囲気、あちらこちらで新年の挨拶や懇親を深めるなど、会員の皆様にとって有益な会となりました。

- 2ページ：総務・財政委員会開催報告、厚生労働省・中小企業庁からのお知らせ、小規模企業共済
- 3ページ：事業承継アンケート調査結果報告、消費税軽減税率対策補助金拡充のお知らせ
- 4ページ：決算・確定申告相談案内(重要なお知らせ)、無料相談窓口、金融情報、税理士による個別相談のご案内

新入社員・若手社員セミナー開催のご案内

社会人として必要なスキルを身につける研修会を開催いたします!!
貴社の社員教育の一環としてお役立てください。

❁ 開催日時：平成31年3月25日(月) 9:20~16:30
平成31年3月26日(火) 9:30~16:30

❁ 場 所：羽島商工会議所 3階 研修室

❁ 受講料：会 員：無料
非会員：1名につき5,000円

❁ 定 員：30名

※お申込み、詳細は今月号折込チラシにてご案内いたしております。



総務・財政委員会開催



1月24日(木)、総務・財政委員会（杉本隆二委員長）を開催し、平成30年度の補正予算についてご審議をいただきました。

この補正予算（案）は、2月12日(火)の常議員会に上程されます。

主な補正内容は以下の通りです。

- ① 一般会計
 - ・ サーバー入替えに伴う情報化対策事業費（支出）40万円増。
- ② 中小企業相談所特別会計
 - ・ 県振興事業採択に伴い県補助金（収入）、振興事業費（支出）170万円増。
 - ・ 公用車入替えに伴い事務諸費（支出）60万円増。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

- 1 施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～
時間外労働の上限規制が導入されます！
 時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。
- 2 施行：2019年4月1日～
年次有給休暇の確実な取得が必要です！
 使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。
- 3 施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！
 同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
 改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

厚生労働省 中小企業庁

羽島 TODAY

羽島名物として消費の流入を図るために利用します。

羽島商工会議所で商標登録の出願をしました!!

制作：デザインオフィス忠生 佐藤忠生

退職金の準備も中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度
 小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が辞業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除
 掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット
 共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
 契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

TEL:050-5541-7171（共済相談室）

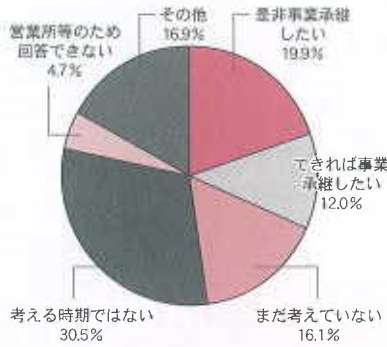
小規模共済 検索

事業承継アンケート

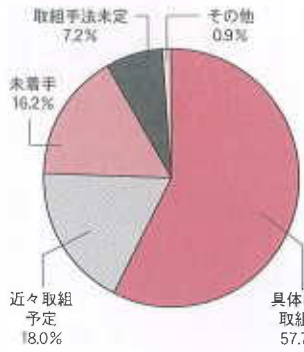
結果まとめ

羽島商工会議所では、今後の事業承継支援事業を適切かつ効果的に行うために、羽島市内の事業者の事業承継に関する考えや問題点等を調査し、よりニーズに合った支援策を検討するために、基礎資料とすることを目的に、事業承継に関するアンケート調査を実施いたしました。平成30年7月から10月にかけて調査・回収を行い、509事業者にご回答をいただきました。ご協力いただきました事業者さまには厚く御礼申し上げます。

事業承継についての考え方を尋ねたところ、19.9%が「是非事業承継したい」

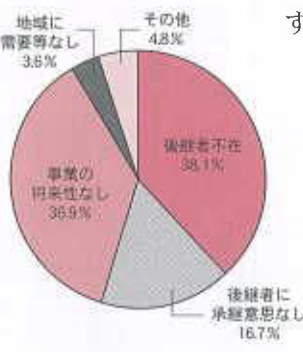
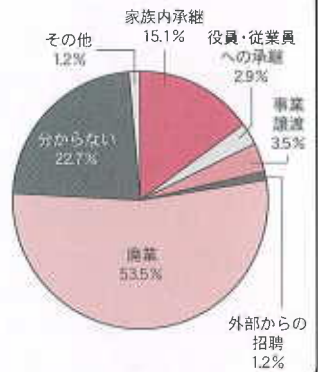


と回答し、「できれば事業承継したい」と合わせて約3割が事業承継を希望していました。事業承継の対象となる事業者に対して後継者の決定状況を尋ねると、「決まっている」が39.7%、「決まっていない」が60.3%でした。後継者が決まっている事業者の後継者候補は、「子どもなどの親族」が93.9%を占め、代表者の年齢や組織(個人・法人)での差は見られませんでした。



その中で事業承継の取組状況は「具体的に取組済」が57.7%で、「近々取組予定」も合わせるとおよそ4分の3が前向きに取り組んでいます。

後継者が決まっていない回答者の希望する事業承継手法は、半数以上が「廃業」と回答しました。代表者年齢別では「65歳以上」の72.9%が、組織別では「個人事業主」の67.3%が「廃業」と回答しています。



廃業を希望する事業者の廃業理由は、「後継者不在」「事業の将来性なし」が75%を占めました。以上の結果を参考に、少しでも廃業を減らし、事業承継希望者を支援できるように今後も努力を重ねてまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金...まで残り1年を切りました!!

レジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助制度があります。

お問合せは以下の番号(※)まで
0120-398-111(通話料無料)

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局にります。



補助金の詳細は以下のURLをご覧ください。
<http://kzi-hojo.jp/> QRコードはこちら!

軽減税率対応レジの導入・改修の支援

ポイント チェックしよう
□今使っているレジが複数税率に対応しているかシラメカー等に確認する。
□2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

<軽減税率対応レジの導入等支援>
対象者: 軽減税率制度に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等(※)
※① 旅館・ホテル・料亭等も広く対象になります。(平成31年1月1日から適用)
補助率: 原則 3/4(※①、②)
※① 3万円未満のレジ購入の場合 4/5補助
※② 平成31年1月1日から適用
補助上限: 1台あたり20万円(※③)、券売機40万円(※④)
※③ 商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円を上限40万円
※④ 平成31年2月から券売機を補助対象化。
完了期限: 2019年9月30日まで

受発注・請求書管理システムの改修等の支援

ポイント チェックしよう
□システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
□補助金の交付申請は原則代理申請となる。

<受発注システムの改修等支援>
対象者: 軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修や請求書管理システムの導入等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等
補助率: 3/4(※ 平成31年1月1日から適用)
補助上限: 1000万円(発注システム)、150万円(受注システム)
150万円(※請求書管理システム)
※ 平成31年2月から請求書管理システムを補助対象化。
完了期限: 2019年9月30日まで
※システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

消費税の軽減税率対応のための
レジ・システム補助金制度が
拡充されました!!

無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
金融 <small>要予約</small>	【日 時】2月20日(水) 10:00~12:00 【相談員】日本政策金融公庫
記帳	●昼間 2月はお休みします。 ●夜間 記帳継続指導 【日 時】平成31年3月8日(金) 19:00~21:00 【相談員】税理士・本所職員
法律 <small>要予約</small>	【日 時】2月27日(水) 13:00~16:00 【相談員】岐阜県司法書士会所属 司法書士「相続」「遺言」「財産管理」等身近な問題についてアドバイス! お気軽にご利用ください。

※開催場所は、すべて羽島商工会議所です。
※金融、法律のご相談は、面談時間等の調整を行いますので、お電話にてご予約ください。なお、予約め切りは前週金曜日です。
※お申込が無い場合は開催されないことがあります。

【お問合せ】 中小企業相談所 ☎392-9664

金融情報

金利のお知らせ (H31.2.1 現在)

- 【日本政策金融公庫】
 マル経資金…………… 1.11%
 普通貸付…………… 2.06~2.55%
 (※担保の有無等により異なる利率が適用されます)
- 【県創業支援資金・県羽ばたき】…………… 1.20%
 保証料負担ゼロ 岐阜県が助成します
- 【岐阜県小口融資制度】 県小口Z融資 …… 0.8%

【お問合せ】 中小企業相談所 ☎392-9664

税理士による決算・確定申告 個別相談のお知らせ

日 時 平成31年2月28日(木)・3月12日(火)
 両日とも10時00分 ~ 11時30分
 13時00分 ~ 15時30分

場 所 羽島商工会議所3階研修室

相談料 無料

相談員 梅田 篤史 先生
 (名古屋税理士会岐阜南支部派遣税理士)
 ※譲渡所得のご相談には対応できません。

決算・確定申告 相談会の案内



羽島商工会議所では決算・確定申告についての相談会を次の通り開催いたします。

- ◇期間 2月18日(月) ~ 3月15日(金)の平日
- ◇受付時間 午前9時~11時30分 午後1時~3時30分
- ◇会場 商工会議所3階 研修室
- ◇内容 決算、所得税の申告相談 (不動産等の売買に係る譲渡所得は除きます。)

◇ご準備いただくもの
 ◎税務署から送付された確定申告書類が入った封筒一式、又は「確定申告のお知らせ」のハガキもしくは封筒(※下記重要欄をご確認ください)
 ・昨年度(平成29年分)の確定申告書・決算書(もしくは収支内訳書)の控え・帳簿・集計表など売上や経費の額がわかるもの(必ず項目ごとに集計して下さい。売上、仕入は月別の集計も必要です。)
 ・平成30年中に購入した減価償却資産(一式10万円以上)の明細が分かるもの。
 ・給与や保険の満期金など、申告の必要がある所得の明

細が分かるもの。
 ・平成30年中に支払った健康保険、介護保険、国民年金等、生命保険料、地震保険料等の控除証明書、医療費控除の明細書、その他控除を受けるための証明書。(必ず用意してください。)
 必要な証明書がない場合、申告書の作成ができません。)
 ・申告者の個人番号・身分証明のコピー(申告書の提出・郵送時に必要になります。)
 ・扶養家族、事業専従者の個人番号が分かるもの。
 ・印鑑
 ・その他、決算申告に必要なと思われるもの

・昨年度、e-taxを利用された方は「利用者識別番号」及び「暗証番号」を忘れずにお持ちください。
※重要
 前年に商工会議所や青色申告会経由で提出された方は、今年から確定申告書類に代えて「確定申告のお知らせ」のハガキが届きます。申告相談の際は忘れずにお持ち下さい。
 必要書類は商工会議所に準備してありますので、必ずお申し出下さい。



創業65年の実績
安全・信頼のブランド、羽島観光バスです。

岐阜羽島バス・タクシー株式会社 お気軽にお問合せください
 岐阜県羽島市舟橋町宮北1丁目21番 ☎058-391-2205

シュークリーム新発売!

シュークリーム 大ちゃん

兔月園 岐阜県羽島市竹鼻町本町
 電話<058>391-2562